

IV. 令和4年度前期 南紀熊野サテライト開講授業

1. 大学院授業科目

授業科目名 (英文表記)	家族関係法 (Family Law)		
単位数	1	授業形態	講義・演習
担当教員	吉田 雅章		
開講	南紀熊野サテライト	区分	大学院
実施日・時間	第1回 5月7日(土) 9:30~14:30 第2回 6月4日(土) 9:30~14:30 第3回 8月6日(土) 9:30~14:30		

【授業のねらい・概要】

本講義では、民法第4編親族の離婚と第5編相続の遺産分割契約を中心に、近年の学説と判例について検討する予定です。①結婚(内縁関係を含む)と離婚に関するトラブル、②遺言が存在しない法定相続における種々のトラブル、③公正証書遺言や自筆証書遺言が存在する場合のトラブルを重点項目として、民法(家族法)の法的思考方法を修得してもらうことが狙いです。最近の最高裁判決の判例分析や民法学界の動向を踏まえ、もし可能ならば法的実務を扱ったDVD教材を使用することも検討したいです。(以上は、あくまでも建前で、初回に受講生の皆さんと十分に話し合って、有意義な講義になるように工夫したいです。使用するDVD教材としては天海祐希・主演のテレビドラマ「離婚弁護士」が、法律事務所を舞台にして、家族法に関連する諸問題を取り扱って視聴者に理解しやすく、我々の生活に不可欠な法律、とりわけ民法の親族・相続に言及しているように思われます。このドラマやその他のテレビドラマ・映画(山崎豊子原作の「女系家族」)などをたたき台として受講生の皆さんに家族法を考えてもらえた幸いです。)

【授業計画】

第1回 オリエンテーションおよび民法(親族・相続)に関連する内容

上述しましたように、受講生のみなさんと十分に話し合って、再構成する予定ですが、一応の計画として、民法第4編親族と第5編相続に関連する内容を取り上げます。具体的には、結婚・離婚・内縁関係、法定相続と遺言、遺産分割などを考えています。受講生の皆さんの賛同を得られれば上記ドラマの該当回を視聴し、質疑応答したいです。

第2回 親族法に関連する内容

第1回での話し合いに従って再検討する予定ですが、離婚を中心に、子供の親権者は誰か、養育費と面会交流、慰謝料と財産分与、有責配偶者からの離婚請求などを詳細に取り上げるつもりです。

第3回 相続法に関連する内容

第2回同様、第1回での話し合いに従って再検討する予定ですが、法定相続と遺言、相続人の範囲、相続欠格と相続の廃除、公正証書遺言と自筆証書遺言、遺産分割協議をめぐる種々の紛糾などを詳細に取り上げるつもりです。

【到達目標】

民法、とりわけ家族に関して十分に理解し、現代家族生活における重要な法的論点に関して学説や判例の分析ができるようになることを目標とします。

【成績評価の方法】

毎回の質疑応答や作成してきたレジュメを総合評価します。

【教科書】

特に指定しません。プリントを配布します。

【参考書・参考文献】

授業中に適宜紹介します。

【履修上の注意・メッセージ】

できる限り毎回出席して下さい。

【履修をする上で必要な事項】

家族法に関連する現代の社会問題に関するニュースや新聞報道に注意を払って下さい。

【授業時間外学修についての指示】

事前学習と復習に相当な時間、さらに授業内容に関連する課題についての調査・考察に相当な時間、事前に配布するプリントの精読を中心として自主的に学習することが必要です。また、裁判の傍聴や裁判所が開催するイベントへの参加(コロナ禍においては困難なのですが)は非常に有益であると思います。

※基本的には対面での実施を予定していますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインによる遠隔授業を行う場合又は授業を中止する場合があります。オンラインによる授業を行う場合に必要なパソコン、ネット環境は、各自で準備してください。